

1-4. 対象地の選定

重伝建地区には、集落・武家町・商家町など、さまざまな用途の町が選定されており、その形態もさまざまに異なる。

本研究では、ファサードの意匠が街路に向けてむき出しになっている地域、すなわち塀などでファサードの隠れていない地域として商業地として栄えた地域（商家町・茶屋街・宿場町）を対象を絞った。

さらにそれらの地域に対し、選定期間や保存事業の経年数などを調査し（表1）この中から、①比較的長期間にわたり保存事業を行っている②選定以前から、自治体等により助成が行われて独自の保存事業が進められていたことから、妻籠宿と川越一番街を対象地として選定した。

2. 川越の修景事例

2-1. 川越の概要

川越一番街は蔵造りが特徴的な商家町である。

明治26年に大火にみまわれた後、耐火性のある蔵造りの商家が増え、最盛期には100件を超える蔵が建ち並んだ。昭和に入るとその数は減少し、1970年代に起こった蔵の取り壊し騒動や、マンション建設計画に対し、反対運動が起こったことで町並保存の気運が高まった。

1975年に町並調査が行われ、1998年に重伝建選定された。

2-2. 川越における保存事業の取り組み

川越の町並保存の年表を表2-1にまとめた。

表2-1. 川越の保存の取り組み年表

国	埼玉県・川越市	住民
1971	大沢家重文指定	1971 旧万文取り壊し反対運動
1975	伝建制度創設	1974 丸増マンション反対運動
1976	川越伝建地区調査	1978 長谷工マンション反対運動
	1976 蔵造り資料館オープン	1978 生協マンション反対運動
	1983 市が蔵造り16棟を文化財指定	1983 「川越蔵の会」発足
	1983 市製作のビデオが賞を受賞	1985 コミュニティマート構想事業
	1987 県が「彩の園さいたま景観賞」開始	1986 町並み相談所開設
	1988 川越市都市景観条例	1987 町づくり規範に関する協定締結
	1989 観光市街地形成事業（～93年）	1987 町並み委員会発足
	1990 一番街電線地中化事業	1988 町づくり規範決定・審議開始
	1991 市が「かわごえ都市景観賞」開始	
	1994 町並み改装事業（～98年）	
	1996 あさひ（現りそな）銀行文化財指定	
1998	川越を重伝建地区に選定	1998 伝統的建造物群保存地区条例
	1999 伝建事業開始	

以下、修理修景事業に関連する項目について概要を説明する。

(i) コミュニティマート構想（1985）

コミュニティマート構想は1984年に中小企業庁が提唱した制度で、モデル指定された地域に対して商店街活性化のための計画案を作成するための補助金を出し、計画がまとめれば、店舗の改装や施設の建設に対する融資が受けられる制度である。川越は1985年にモデル指定され、町づくり規範の作成や、まつり会館の建設などを盛り込んだ計画案をまとめた。

(ii) 修理修景に対する助成（1989-1993, 1994-1998, 1999-）

川越一番街での修理修景行為に対して行われてきた補助金制度の概要を表2-2に示す。

表2-2. 川越の補助金制度

事業名	対象行為	事業主体	補助率	限度額	期間
観光市街地形成事業	ファサード改装	県と市	3分の2	200万限度の補助金	1989～1993
町並み改装事業	ファサード改装	市			1994～1998
伝建補助金助成制度	修理	文化庁	5分の4以内	1600万限度の補助金	1999～
	修景		5分の3以内	600万限度の補助金	1999～
	景観		5分の2以内	300万限度の補助金	1999～

川越での保存事業は、観光市街地形成事業として始まった。この事業はコミュニティマート構想の中から始まった事業で、観光市街地活性化を目的としていること、5年の期限付きであることなどの特徴があった。5年の期限が終了すると、

川越市は町並形成事業として引継ぎ、重伝建地区に選定される1998年まで助成を行った。1999年からは、文化庁が事業主体となつての伝建事業が始まり、補助金の限度額も大幅に引き上げられた。

(iii) 町並み委員会（1987-）

コミュニティマート構想のなかでまとめられた町づくり規範に基づき、ひとつひとつの現状変更行為に対して審議する組織として、町並み委員会が組織された。この組織は、一番街商業協同組合の中に設けられたもので、組合員、学識経験者、地元有識者から組織されている。

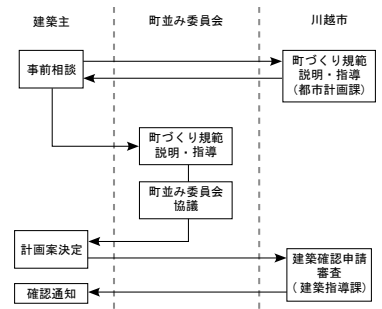


図2-4. 川越における申請の手順

2-3. 川越における修理修景事業

文献、住宅地図、ヒアリングと現地踏査から、川越の修理修景事業について調査し、各建物について名称・所有者・建築年代・改修年を調べ、データベース化し、保存事業により

表2-3. 川越の事例一覧

新築	修景
1989年	e-2 カフェドコロ e-32 上州屋本店 仏壇店
1990年	e-30 白石商店 w-23 芋元 w-33 西川会計事務所
1991年	e-6 芋菓子専門店 おさつ
1992年	w-12 小江戸横丁 w-38 狭野銅鐵店 w-23 亀屋栄泉
1993年	w-28 寿庵 e-12 川越自然食品 e-18 細田長兵衛商店 w-17 醸建築研究所 w-26 齋たばこ店
1994年	e-31 川越ビル
1996年	e-8 笹木醤油 川越店 e-33 神棚展示場 上州屋 w-13 木のアトリエ そうび w-25 中市本店 w-30 呉服かんた w-34 浪漫茶房右門
2000年	e-14 寺子屋本舗 e-22 三鈴 w-3 川越元町郵便局 w-4 住宅
2001年	e-29 あとり絵 w-8 栗原歯科医院
2002年	w-5 Fギャラリー w-9 川越まつり会館 w-35 オカダ洋服店 w-18 自慢焼き富士屋商店

現状変更行為を行った事例を時系列に並べた（表2-3）

川越の修景事例には以下のような特徴が挙げられる

- ・2000年頃から新築の事例が増え、逆に既存の建物への修景事例は減る。
- ・新築の事例には、洋風・現代風の修景例もみられる。

3. 妻籠宿の修景事例

3-1. 妻籠の概要

妻籠宿は、中山道で江戸から42番目の宿場として整備された宿場町である。明治後期までは宿場として機能していたが、国道と鉄道の開設により、交通網から取り残され過疎化が進んだ。1964年のPTAによる民俗資料収集活動が契機となり、保存運動が始まった。日本で始めて選定された重伝建地区のひとつであり、町並保存の先駆的な存在である。

3-2. 妻籠における保存事業の取り組み

妻籠の町並保存の年表を表3-1にまとめた。

表 3-1. 妻籠の保存の取り組み年表

年	国	長野県・南木曾町	住民
1947	妻籠公民館が文部大臣より表彰		
1967	妻籠宿保存基礎調査	1968 明治百年記念事業(～1970) 1969 電柱撤去工事 1970 電柱移転工事	1964 妻籠宿場資料収集活動(PTA) 1965 妻籠(資料)保存会発足 1968 妻籠を愛する会設立 1971 「妻籠宿を守る住民憲章」制定
1975	伝建制度創設	1973 妻籠宿保存条例制定 建物保存修理工事(町単独)(～1975) 1974 駐車場を町営として有料化 上蔵噴屋・下蔵噴屋等を町文化財指定	
1976	重要伝統的建造物群保存条例選定	1976 南木曾町妻籠宿保存地区保存条例制定	
		1981 営林署跡地(本陣跡)町へ払い下げ 郷土環境保全地域指定(県条例)	1983 妻籠宿保存財団設立 1984 保存財団営有料駐車場開設
		1983 本陣復元工事起工	

以下、修理修景事業に関連する項目について概要を説明する。

(i) 妻籠を愛する会 (1968-)

集落として保存していくために、地域住民の意思統一とそのため体制が不可欠と考えた妻籠資料保存会は、町並保存工事の実施に先立ち、全戸加入の「妻籠を愛する会」として発展会組し、受け入れ態勢を整えた。また、1971年の住民憲章制定を受けて、統制委員会が発足した。この委員会は各地区の代表者と愛する会会員の一部によって構成されており、新築や改築にあたっての審議や助言、交通規制や観光に関する協議などを行なっている。

(ii) 修理修景に対する助成 (1968-1970, 1973-1975, 1976-)

妻籠宿での修理修景行為に対して行われてきた補助金制度の概要を表 3-2 に示す。

表 3-2. 妻籠の補助金制度

事業名	対象行為	事業主体	計画	実施した棟数	期間
明治百年記念事業	修理復元に限定	県と町	3年で26棟・3600万円	26棟	1968～1970
町単独の事業		町	3年で58棟	12棟	1973～1975
伝建補助金助成制度		文化庁			1976～

妻籠の保存事業は 1968 年の明治百年記念事業によって開始された。これは長野県が明治百年 (=1967 年) を記念する行事や事業を検討していた際に、南木曾町が働きかけたものである。事業は 3 年間の期限付きで行なわれ、事業対象は修理・復元工事に限定されていた所に特徴が見られる。

百年記念事業の終了後 2 年間は保存事業を進めるための財源調達の見通しが立たない状態であったが、南木曾町は保存事業を継続する必要と責任を感じ、1973 年から町単独の保存事業が開始され、百年記念事業で行えなかった部分の工事を行った。この事業は重伝建事業が始まる 76 年までの 3 年間行なわれた。

3-3. 妻籠における修理修景事業

2 章同様に、文献、住宅地図、ヒアリングと現地踏査から、妻籠の修理修景事業について調査し、各建物について名称・所有者・建築年代・改修年を調べ、データベース化し、保存事業により現状変更行為を行った事例を時系列に並べた(表 3-3)

妻籠の修景事例には、以下のような特徴がみられた。

- ・1973 年あたりから、修景のみの事例が増える。
- ・1981 年頃から、1 年あたりの事例数が減る。
- ・1976 年頃から土蔵・塀といった母屋以外の修景が増える。
- ・初期の頃は前面部の修景が多いが、1976 年ごろから側面の修景も増え、79 年あたりから外周部の修景が増え始める。
- ・新築の事例が無い。

4. 2 地域の特徴と比較

4-1. 修景の対象部分の変化

両地域の修景の共通点として、最初の頃は、ファサードに対する修景事例が多いことが挙げられる。

妻籠宿では、最初の百年記念事業の頃の事例はほとんどが、

前面部に対しての事例で、その後前面と同時に側面部も工事する事例が増えた。さらにその後の事例には、裏面も含む外周・土蔵や門、塀など母屋以外の部分まで修景の範囲を広げる例が増え、修景の対象範囲が時代を経るごとに広がってきたことがわかる。

これに対し川越では、伝建事業の始まる前までは、妻籠同様にファサードの改修事例が多いが、伝建事業以降の事例には、全てを一から作る新築の事例が増えた。

4-2. 修景の対象部分の変化

修景の内容について見てみると、陸屋根の現代建築に対

表 3-3. 妻籠の事例一覧

年	復元・修景		修景のみ	
	対象	状態	対象	状態
1968年	I. S家	前面部	M. K家	前面部
	I. Y家	前面部	K. K家	前面部
	K. S家	前面部	I. S家	前面部
	F. K家	前面部	H. K家	前面部
	S. S家	前面部		
1969年	S. S家	前面部	I. M家	前面部
	M. T家	前面部	I. 家土蔵	前面部
	A. A家	前側面部	H. S家	前面部
	M. A家	前面部		
	S. K家	前面部		
	G. T家	前面部		
1970年	M. R家	前面部	Y. U家	前側面部
	S. R家	前面部	S. S家	前面部
	F. S家	前面部	I. T家	前面部
	S. Y家	前面部		
1973年	I. T家	前面部	A. H家	前面部
	H. M家	前面部	H. T家	前面部
			H. I家	前面部
1975年			S. T家	前面部
			F. K家	前面部
			H. G家	前面部
			F. T家	前面部
			H. 家	前面部
1976年	H. F家門・塀		H. D家	前側面部
	I. T家土蔵	外回り	I. S家	前側面部
1977年	K. S家	前面部	M. R家	前面部
			K. Y家	前面部
			K. T家	前面部
			K. O家	前面部
1978年			N. T家	前面部
	N. M家	前側面部	S. M家	前面部
			H. T家	前面部
1979年			H. K家	外周部
			K. F家	前面部
			Y. Y家	前面部
			T. M家	前面部
			F. H家	外周部
			S. T家	外周部
1980年			H. Y家	外周部
			M. Y家	前面部
			I. S家	前面部
			F. M家	外周部
			K. O家	外周部
1981年	H. F家土蔵	外周部	M. F家	前面部
	I. H家	半解体	S. N家	前側面部
1982年	A. H家	外周部	F. M家	外周部
	Y. R家	外周部	N. N家	前面部
	H家水車小屋	半解体		
1983年	S. N家	解体		
1984年	S. S家	外周部	S. F家	外周部
	乳のみ地蔵堂	外周部	K. K家	前面部
			S. K家	外周部
1985年	M. Y家	半解体	南木曾町土蔵	外周部
1986年			I. K家	前面部
			S. T家土蔵	外周部
			Y. H家	外周部
1987年	F. H家	解体	H. K家離れ	外周部
	S. T家土蔵	半解体	S. H家	外周部
1988年	光徳寺門・塀	解体	S. A家	前面部
1989年	O. M家	半解体	K. S家外柵	
1990年			F. M家	半解体外周部
			H. Y家	外周部
1991年			I. Y家	前面部
			F. O家	前面部
			S. K家	前面部
1992年	O. S家	半解体	K. H家	外周部
	S. S家土蔵	解体	I. T家	外周部
1993年			I. 家離れ・土蔵	外周部
			H. F家高塀	解体
1994年			H. F家高塀	解体
	南木曾町土蔵	解体	Y. T家	前面部
	I. K家土蔵	半解体	M. R家	一部解体
1995年			K. S家	外周部
			F. K家	前面部
			H. K家	前面部
1996年			I. M家	前面部
			O. H家	外周部
1997年			I. H家	前面部

し部分的な屋根やファサードを付加した事例（図4-1, 4-2）が両地域に見られた。このような事例に対し、否定的な見方がなされている点は共通していたものの、その捉え方には2地域で違いが見られた。

川越では、前述のような修景（e-12, e-23, e-31 など）を「安易な模倣」として否定的にとらえ、伝統的様式を用いるのであれば、もっと本格的に作りこむようになったり（e-8）、伝統的な町並の構造をもっと根本まで掘り下げ、現代的な建築でもそこから得られた規範に則った形ならば認められる（w-5）という姿勢がとられた。

一方、妻籠では、このような現代建築にファサードで目隠しする手法（w-74）を、「通行人に対してある種の嘘をついている状態」として否定的にとらえ、現代建築に対して過度に手を加えるのはやめ、町並の調和を著しく損なっている場合以外は現状維持につとめようという方向性をとっている。



図4-1. 川越の事例（e-12）



図4-2. 妻籠の事例（w-74）

5. 考察

5-1. 修景の対象部分の変化

両地域とも最初はファサード修景を中心に事業が行われ、時代を経るごとにファサード以外の部分にも手を加える事例が増えてきた。このとき、川越では新築の事例が増えたのに対し、妻籠では既存の建物の前面以外の部分（側面・外周・土蔵や門など）まで修景の手をまわすようになったという違いがあった。以下にその理由を考察する。

5-1-1. 川越の背景

川越で新築の事例が増えたのは伝建選定以後で、同時に既存の建築に対する修景事例は減少した。伝建選定時に発行されたパンフレットには「安易な模倣は避けきちんとしたデザインで考える」とあり、既存の建築に対する修景より新築のほうが、「きちんとしたデザインで考え」やすいため、新築の事例が増えたと考えられる。

また、図5-1のように川越には駐車場などの空地が多く、新築が増えた背景には、このことも一因として挙げられる。

さらに川越は建物同士の間隔が狭く、街路から側面を見ることはほとんどできないことが、妻籠のような側面を修景する事例が見られなかった理由の一つと考えられる。

5-1-2. 妻籠の背景

伝建選定期間に側面・外周部の修景事例が増えた理由として、地区による建物の密集具合の違いが挙げられる。百年記念事業で主な対象とされた寺下地区は、建物間の距離が狭く、側面の修景する必要性が低かったと考えられる。

また、妻籠には空き地や現代建築が少なく、新築の必要性があまりないことから、新築ではなく既存の建物の修景部分を拡大させるようになったと考えられる。

さらに、妻籠では長い間事業が続けられており、ある程度やりつくし、側面部に手を加える余裕ができたことも理由の

一つとして考えられる。

5-2. 現代建築に対する修景

現代建築のファサード修景に共通点が見られたが、その捉え方には差が見られた。以下にその理由を考察する。

5-2-1. 川越の背景

初期に行われた観光市街地形成事業の期限内に、現代建築に伝統的意匠風の屋根を付加する修景がたてつけに行われたが、これらは「安易な模倣」と否定的に捉えられた。

「安易な模倣」をしないという言葉は後に明文化され、洋風の新築事例が現れた。これら非伝統的様式の事例が評価された理由として規範の内容に準じていることが挙げられ、規範の存在が新築事例の後押しになったと考えられる。

また、地区内には古い洋風建築があり、蔵造り以外の様式も混在しバラエティに富む町並を形成していることをひとつの特徴としていることが、非伝統的様式（とりわけ洋風）の新築を肯定する理由のひとつになっていると考えられる。

一方、伝統的様式で建てられた新築（e-8）は、本格的構法や材料を使用していることが評価されており、いくつもの事例を経験する中で伝統的意匠に対する解釈、見極めがシビアになったことがうかがえる。

5-1-2. 妻籠の背景

妻籠では前述のような、現代建築に対する事例について「ある種の嘘をついている状態」と捉えおり、現代建築に無理やり手を加えることは避け、過度な修景をしないようにしていることがヒアリングより明らかになった。

地区内には、戦後の建物自体が少なく、さらに「売らない・貸さない・壊さない」の3原則があるため、新築や現代建築に対する修景の事例に出くわす機会自体が極めて少なく、川越に比べて修景の方向性を模索する必要を迫られていない。

また、この「ある種の嘘」というのは観光客の目を意識したものであり、地区内に観光業種が多く、観光地として成長してきた妻籠ならではの視点と言える。

6. 結論

- 両地域とも最初はファサード中心の修景で、重伝建選定後にファサード以外の部分も修景するようになった。このとき川越は新築事例が、妻籠は側面を修景する事例が増えた。
- 現代建築に対し伝統的意匠を模したファサードを付加する事例が両地域に見られ、川越ではこれを「安易な模倣」、妻籠では「嘘をついた状態」と捉え方に違いが見られた。
- 川越では初期の修景が「安易な模倣」であった反省から、伝統的意匠に対する目が鍛えられた一方、様式にこだわらず町並みの構成ルールを守っていかうとする姿勢が現れた。
- 妻籠では現代建築の前面を覆うことを「嘘」と捉え、現代建築に無理やり修景をしないようにする意識が生まれた。
- ファサード以外の修景について、川越では新築が、妻籠では外周部の修景が増えた違いの背景として、空き地の量・建物の間隔・伝統的建造物の割合が影響を与えたと思われる。
- 現代建築への修景に対し、両地域で捉え方に違いがあった背景として、伝統的建造物以外の建物・それまでに整備されたルールや原則などが影響を与えていたと考えられる。



図5-1. 川越の空地の分布

補注及び引用文献

- (1) 「歴史的町並みを観光資源とする地域におけるまちづくりに関する研究 一 後吉井の町並み保存事業を事例として」 大森洋子 西山徳明、都市計画論文集、2000
- (2) 「まちなみ景観と建築物の調和に関する研究 一金沢市美文化賞受賞建築物を対象として」 山田等 岡崎篤行、樋口忠彦、都市計画論文集、2001
- (3) 「伝建地区の現状変更行為における住民の希望内容と町並み変容の研究 一 近江八幡市を事例として」 金弘己 宗本順三、日本建築学会計画系論文集、1999
- (4) 町づくり規範の49項目目「棟(建物)は次々と連結する」にて、「新しい建物はできる限り既存の建物と連結させる。たとえば、町並の連続が途切れているところでは、その連続を回復するように新しい建物を補う」という記述が見られる。
- (5) 「町づくり規範」川越一番街町並み委員会 1988